

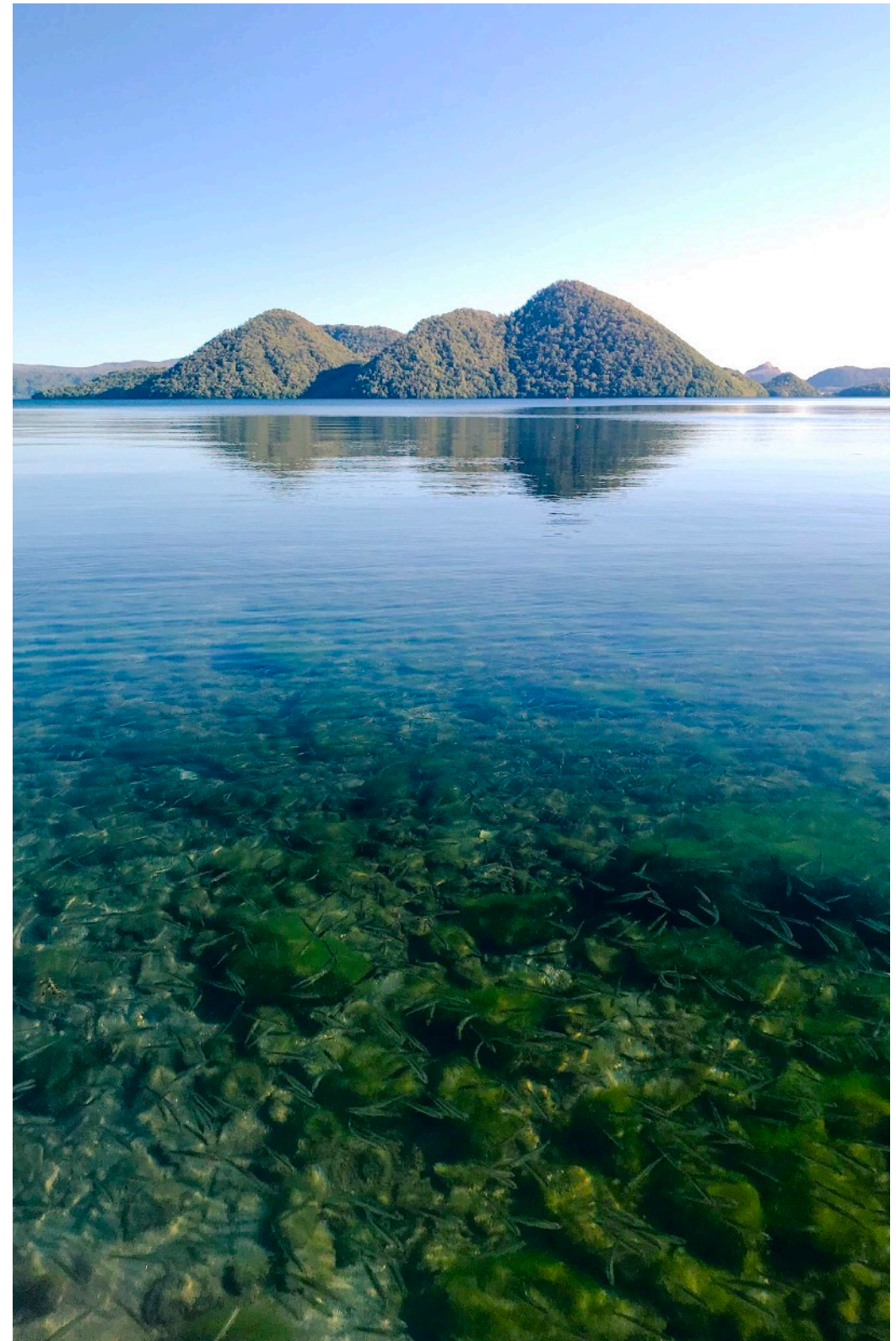
2025年版

洞爺地区動力船乗場 の 利用ルール&注意事項

洞爺湖町

洞爺湖町レジャー対策協議会

NPO法人洞爺まちづくり観光協会



洞爺地区動力船乗り場を利用する皆様へ

日本国内でも有数の透明度を誇る洞爺湖の素晴らしい環境で、水上オートバイやモーターボートでクルージングを楽しめます。

ここに記載のルールが守られない場合や苦情が多い場合は、洞爺湖での利用を制限、または、禁止する場合があります。

洞爺湖を利用する全ての方が、お互いにマナーを守り、快適に過ごせるように心がけましょう。

関係法令やルールを守って安全に楽しく過ごしましょう。
皆様のご協力をお願いします。

ご利用方法について

ご利用希望の方は、洞爺まちづくり観光協会のホームページ内「洞爺地区動力船乗り場」ページの内容(ルール,マナー,禁止事項等)を全て確認し、内容の了承と遵守して下さい。

内容を全て確認し、誓約できる利用者のみ、洞爺まちづくり観光協会のホームページ内「洞爺地区動力船乗り場」ページの下部にある「ご予約はこちら>>」ボタンをクリックし、予約手続きを行って下さい。

利用時間と利用禁止時間について

以下の航行「利用時間」「利用禁止時間」を遵守して下さい。

| | |
|--------|---------------------------------------|
| 利用時間 | 8:00~12:00 / 13:00~17:00(*9/25~16:00) |
| 利用禁止時間 | 17:00(*9/25~16:00)~8:00 / 12:00~13:00 |

*利用禁止時間中は、航行不可。出艇場所にお戻り下さい。

*利用期間は、洞爺まちづくり観光協会ホームページをご確認下さい。

環境維持整備協力金について

洞爺地区動力船乗り場を利用する皆様から、以下の環境維持協力金を予約申し込み時に徴収しております。

| 環境維持協力金 ※オンライン予約制 ※事前クレジットカード決済 | |
|---|--------|
| 定員3名以下の動力船 日帰り1日利用 1艇あたり 利用時間(8:00~12:00 & 13:00~17:00) 利用時間(8:00~12:00 & 13:00~16:00)*9/25から | ¥4,000 |
| 定員3名以下の動力船 日帰り半日利用(9/24まで) 1艇あたり 利用時間(午前8:00~12:00 又は 午後13:00~17:00) | ¥3,000 |
| 定員4名以上の動力船 日帰り1日利用 1艇あたり 利用時間(8:00~12:00 & 13:00~17:00) 利用時間(8:00~12:00 & 13:00~16:00)*9/25から | ¥8,000 |
| 定員4名以上の動力船 日帰り半日利用(9/24まで) 1艇あたり 利用時間(午前8:00~12:00 又は 午後13:00~17:00) | ¥6,000 |
| 定員3名以下の動力船 キャンプ利用 1艇あたり チェックイン 当日13:00 チェックアウト 翌日12:00 | ¥4,000 |
| 定員4名以上の動力船 キャンプ利用 1艇あたり チェックイン 当日13:00 チェックアウト 翌日12:00 | ¥8,000 |
| キャンプ利用 大人(中学生~) 1名あたり チェックイン 当日13:00 チェックアウト 翌日12:00 | ¥1,000 |
| キャンプ利用 幼児~小学生まで 1名あたり チェックイン 当日13:00 チェックアウト 翌日12:00 | ¥0 |

*精算方法：キャンプ利用の大人(中学生~)のみ当日受付時に現金精算。

*無断及びお客様都合のキャンセルは、規定のキャンセル料が発生します。

*キャンセル料等の詳細は、予約時にご確認下さい。

ルール&禁止事項について（その1）

1：「船舶職員及び小型船舶操縦者法」及び、関係法令を遵守すること

- ・牽引車及び被牽引車の車検切れ車両の入場禁止
※仮ナンバー、ナンバーなし、自動車登録番号表の封印のついてない車両等も含む
※仮ナンバー、ナンバーなし、自動車登録番号標の封印がついていない車両等を
人力で（手押し等）押す、牽引する等の方法での入場も認めない。
- ・船舶検査切れ（中間・定期含む）の船舶の入場利用禁止
- ・船舶免許の期限切れ、未所持、未取得者の操縦禁止
- ・免許資格外の船舶の持ち込み入場禁止 など

2：「洞爺地区動力船乗り場のルール&禁止事項」を遵守すること

- ・記載内容に違反する行為を発見した場合は、本人及び同行者、同グループを含め、即時退場処分とし、今後の利用をお断り致します。

3：予約時間の厳守

- ・1日の利用台数にて、受入数を厳格に管理しています。
予約時間にお越しにならない場合やチェックアウト時間を過ぎても退場しない場合、他の予約利用者を受け入れできません。
チェックアウト時間を経過し、退去指示に従わない場合は、ビブスを即時回収し、警察に通報します。
また、今後の当動力船乗り場の一切の利用をお断りします。

4：予約時に登録した船舶以外の船舶の入場受入不可

- ・受付の混雑回避。
 - ・予約をした際の船舶の変更希望者は、一度予約をキャンセルし、再度、お申し込み下さい。
- ※再申し込み時は、予約状況によっては、満員のため、再申し込み不可となる場合もありますことを予めご了承下さい。

5：「洞爺湖利用のルール&マナーガイドマニュアル」を遵守すること

- ・洞爺湖の統一ルール。（洞爺湖適正利用推進連絡協議会）
- ・記載内容に違反する行為を発見した場合は、本人及び同行者、同グループを含め、即時退場処分とし、今後の利用をお断り致します。
- ・洞爺湖適正利用推進連絡協議会 事務局：洞爺湖町 経済部 観光振興課

6：操縦者は、必ず当乗り場指定のビブスを着用して操縦して下さい。

- ・2021年度より、洞爺湖の各乗り場毎に色分けしたビブスを操縦者に着用して頂きます。
- ・未着用で操縦した場合や正しく着用していない場合は、違反行為とみなし、即時退場、及び、今後の利用をお断りしますので、ご注意ください。

7:自己操縦義務を遵守すること（小型船舶操縦法）

- ・水上オートバイの場合：小型船舶操縦者免許証を所持していない者の操縦禁止

8：酒酔い等操縦の禁止（小型船舶操縦法）

- ・飲酒、薬物の服用等、正常に操縦できない状態を含む

9：危険操縦の禁止（小型船舶操縦法）

- ・遊泳者、カヌー、カヤック、SUP、ウィンドサーフィン等から十分に離れて操縦すること
- ・危険の恐れがある操縦は禁止

10：ライフジャケットを必ず着用すること（小型船舶操縦法）

- ・法令に準じたライフジャケットを着用すること
- ・ルール違反（未着用）で死亡事故発生有り

11：発航前に必ず点検を実施すること（小型船舶操縦法）

- ・湖上での故障により、遭難事故、水没事故等発生有り

12：見張りの実施をすること（小型船舶操縦法）

- ・周囲の状況や他の船舶等に十分に注意して安全を確保して下さい

13：事故時の人命救助に協力すること（小型船舶操縦法）

14：高波等の荒天時は、乗船しないこと（事故防止）

- ・高波による航行時に死亡事故発生有り
- ・監視員から利用中止の指示を受けた場合は、指示に従うこと

15：不必要なエンジンの空ぶかしの禁止（騒音防止）

- ・船舶及び車両ともに禁止

16：消音器等を改造した船舶の航行禁止（騒音防止）

- ・特にスタンディング&フリースタイル艇

17：船舶の搭載オーディオやスピーカーの使用禁止（騒音防止）

18：5台以上の集団滑走の禁止（安全対策）

ルール&禁止事項について（その1 続き）

19：陸から300m以内の禁止区域での航行の禁止（騒音事故防止）

- ※洞爺まちづくり観光協会のホームページ「洞爺地区動力乗り場」ページの地図参照（洞爺湖 動力船・非動力船航行水域図 等）
- ※浮標(ブイ)設置箇所より陸側に入らないこと
- ※浮標がないところでも陸から300m以内に入らないこと
- ※故障等で禁止区域に入る可能性がある場合は、動力船乗り場に必ず連絡すること
- ※陸から300m以内の禁止区域内でのスタンディング&フリースタイル艇、バナナボート等の曳行遊具、ウェイクボート等も禁止
- ※遊泳者や非動力船等がいる可能性がある為、十分に注意し航行すること

20：中島への上陸は、全面禁止（環境保全）

21：離発着場所の厳守

- ・受付した乗り場以外の洞爺湖の他の乗り場や棧橋を利用しないこと
- ・指定された場所以外は離発着禁止

22：離発着時に禁止区域を航行する際は、デッドスロー(目安:約5m/h)を遵守(騒音防止)

- ※特にスタンディングやフリースタイル艇は、安全と騒音に配慮し、陸から300m沖で利用すること。※詳細図A(洞爺地区)を参照
- ※バナナボート、ウェイクボードなど曳航遊具も陸から300m沖で安全に配慮して利用すること。

23：遊覧船の航路に近づかないこと（安全対策）

- ・洞爺湖統一ルールに準ずる（洞爺湖適正利用推進連絡協議会）
- ・ルール上、温泉街から中島への定期航路があるため洞爺湖を一周することはできないとのこと（洞爺湖適正利用推進連絡協議会より）

24：取水口、放水口、漁網、浮標、ホテルには、近づかないこと（安全対策）

- ・苦情多発。今後も続く場合は、利用の制限を行う場合があります
- ・漁網等の破損があった場合は、高額な損害賠償請求される可能性有り

25：利用中に発生したゴミは、各自の責任にて持ち帰ること（環境保全）

26：燃料、オイル等の湖への投棄は絶対にしないこと（環境保全）

27：暴力団構成員、その関係者、反社会勢力等に属する者の利用は認めない（条例）

28：その他の湖の利用者や地域住民の迷惑となる行為をしないこと

- ・刺青やタトゥーの露出禁止※乗り場内及び近隣商店等（苦情多数あり）
- ・近隣商店の駐車場などでは、他利用者に配慮した駐車を行うこと(苦情多数あり)

29：ウチダザリガニの捕獲禁止（外来生物法）

- ・飼育、野外にはなす、生きたままの移動、人にあげたり、売ったりすると、外来生物法違反となります

30：野鳥などを脅かすような航行をしない（環境保全）

31：利用者は、当ルール&禁止事項を遵守し、その他、所定の手続きを行なった上で環境維持整備協力金を負担し利用すること（環境保全・安全対策）

32：記載のない事項に関しては、公園監視人の指示に従うこと

- ・指示に従わない者や違反する行為を発見した場合は、本人及び同行者、同グループを含め、即時退場処分とし、今後一切の利用をお断り致します。
- ・監視人や運営元事務所への執拗な苦情や意見等により業務を妨害する者は、当乗り場の今後一切の利用をお断り致します。

事故や故障等の緊急時の対処について

1：荒天時や事故発生等のお客様の安全が確保できないと判断した場合は、当乗り場を即時閉鎖する場合も有ります。その際は、指導員の指示に速やかに従って行動して下さい。

2：事故や故障等により航行不能になった際は、冷静に行動して下さい

- ・無理に岸に向かって泳いだ人が犠牲になった事例もあります

3：自分の居場所を知らせる工夫をしましょう

- ・防水バックに入れた「携帯電話」や「発光紅炎」を必ず身に着ける
- ・陸に残る人に「どこに行くか」「何時に戻るか」を伝えておくこと

4：周囲に行方不明者や乗り場に戻らない人がいたら、すぐに監視員に連絡して下さい

5：救助が必要な人がいたり、異変を感じた場合は、声掛けをして無事を確かめたり、互いに助け合いましょう

6：緊急電話をかける場合は「洞爺地区動力船乗り場」と伝えて下さい

ルール&禁止事項について（その2）

利用するすべての人が、湖畔でのキャンプや日帰り利用を快適に過ごして頂くためにお互いに協力し、以下のルール&禁止事項を守って下さい

1：テントやタープは、必ず、山側（林）に設営すること

- ・ロープ外（ロープより山側）は、テント設営、車両乗り入れ、BBQ等禁止。
- ・湖側のテント設営は禁止。湖側にテント設営すると動力船の離着岸の妨げになるため、ロープ側にロープ内に設営して下さい。
- ・場内の車両通行の妨げとならないように設置すること
- ・監視人より移動の要請があった場合は、協力すること

2：キャンプや離発着用の場所の確保は、必要最小限にすること

- ・目安は、1つの予約に対し、幅約5m、且つ、場内の車両通行を妨げない範囲とする。（遊歩道側の杭の間隔が約5mです。杭と杭の間を目安にして下さい。）
- ・一部の人が広く場所を取ると、後から来た人が入れません。
- ・連結型テントの連結使用の禁止。
- ・感染防止対策と騒音防止のため、団体利用や複数グループでの場所取りは認めません。
- ・監視人より場所移動、範囲等に関して指導があった場合は、その指示に速やかに従うこと。
- ・波打ち側や車両通路より湖側に車両を放置、駐車しないこと。
- ・大型バス、マイクロバス、大型キャンピングカー等の大型車両の利用は、想定していません。

3：バギー等の持ち込み禁止

- ・電動キックボード等を含む
- ・監視人からの注意があった者は、監視人の指示に従って下さい。

4：テントサウナの使用禁止

5：牽引車両以外の車両は、場外の駐車場を利用すること

- ・岸が車両で混雑すると、動力船の離着岸ができないため
- ・同行者の車両による荷物搬入の為の一時入場も認めない。
- ・大型バス、マイクロバス、大型キャンピングカー等での利用を想定していません。受入できない場合や場外駐車場の利用ができない場合がございますので、駐車可能な他の駐車場に関しては、ご自身でお調べ下さい。

6：17:00～翌8:00までの夜間は、車両の入退場不可

※指定時間は、出入り口が施錠されます。

※温泉利用や買い出し等の外出予定がある方は、予め指定場外駐車場に車両を移動させて下さい。

7：日中の音楽等の禁止（騒音防止）

- ・船舶上からの音楽や陸上での音楽等も禁止とします。
- ・ラジオ可。ただし、周囲の利用者の迷惑とならないよう音量に注意すること
- ・当乗り場内外からの騒音の苦情が多い場合は、オーディオ搭載船舶の利用不可とする場合もありますので、ご注意ください。

8：21:00以降のラジオ、車両のエンジン、発電機等の利用禁止(騒音防止)

- ・大きな声での会話等も注意して下さい。
- ・当乗り場内外からの苦情が多い場合は、当乗り場のキャンプ利用を廃止する場合がありますので、ご注意下さい。

9：キャンプ利用のペットの受入不可。日帰り利用のみペット受入可（騒音防止）

10：監視員の指導に従わない場合は、本人、同行者、同グループを含め、即時退場、及び、今後の利用をお断りします。

11：予約時間の厳守

- ・1日の利用台数にて、受入数を厳格に管理しています

※予約時間にお越しにならない場合やチェックアウト時間を過ぎても退場しない場合、他の予約利用者を受け入れできません。

※チェックアウト時間を経過し、退去指示に従わない場合は、ビブスを即時回収し、警察に通報します。

また、該当者本人を含む、同行者、同グループは、当動力船乗り場の今後一切の利用をお断りします。

12：記載のない事項や不明点は、監視員の指導に従って下さい

ルール&禁止事項について（その他）

1：このルールは、随時更新し、予告なく内容を変更することもあります

- ・利用前に必ず確認し、最新の情報を把握して下さい。

2：電話、及び、口頭での苦情やご意見などはお受けできません

- ・監視人や事務所等への、口頭、または、電話による一切の苦情やご意見はお受けできかねます。
- ・ご意見や苦情のある方は、ホームページより、メールでお問い合わせ下さい。

3：オンライン予約時に記載の事項も遵守対象です

- ・必ず内容を全て確認してお申し込み下さい。
- ・お申し込みいただいた時点で、全ての内容を確認して了承するものとします。

4：予約時の記載内容不備や当日受付時の法定書類（免許証など）の未保持は入場禁止

- ・法廷書類の忘れや予約情報との不一致など不備は、入場をお断りします。

5：確定した予約情報の変更は受け付けません。

- ・予約内容に変更が発生した場合は、一旦キャンセル処理を行い、再度、予約申し込みを行って下さい。
- ・キャンセルの連絡がない場合は、料金が発生するためご注意ください。
- ・予約状況や予約締め切り日より、再お申し込みをお受けできないこともあることを予めご了承ください。

6：当乗り場内や場外指定駐車場で発生した利用者の船舶、車両、テント等の破損等の利用者のあらゆる損害等に対し、当乗り場では、一切の責任や補償は負いかねます。自己の責任のもとご利用いただくことをご了承の上、ご利用ください。

7：当乗り場は、未整備スロープです。利用する方は、ご注意ください。

- ・利用者のあらゆる損害等に対し、当乗り場では、一切の責任や補償は負いかねます。
- ・自己の責任のもと、ご利用いただくことをご了承の上、ご利用ください。

8：ルールや注意事項の書面に記載のない事項は、関係法令、警察、町職員、洞爺まちづくり観光協会職員、指導員、警備員、近隣住民等の指導に従うこと

9：受付監視小屋・パトロールにて監視カメラを設置し、記録します。

- ・安全対策と防犯を目的とし、受付監視小屋・パトロールにて、監視カメラを使用します。また、記録した映像や音声は、個人情報とし、個人情報保護法に基づき、一定期間適切に管理後に消去されます。事故や事件等が発生した場合は、警察や捜査機関に対する情報提供は、正式な文書による依頼があった場合において行います。
- ご利用の方は、ご理解とご協力の上、ご了承下さい。

10：当動力船乗り場の定めるルールや法令に反する行為や他の利用者の迷惑になる行為をしたものは、該当者本人を含め、同行者、同グループの即時退場、及び、当動力船乗り場の今後の利用をお断りします

- ・上記内容を遵守せずに起こった如何なる損害に対し、洞爺地区動力船乗り場、及び、洞爺湖町、及び、関係者に対して、責任、義務を問うこと、及び、起訴、要求しないことを確認し、同意した上でのみ利用受付を行って下さい。
- 同意のない方の予約受付、及び、利用はできません。

予約のキャンセル

- ・予約確定時にご案内のメールアドレス宛に利用日、氏名、連絡先、キャンセル理由を必ず記載の上、メールをお願いします。
- ・電話でのキャンセル受付は、行なっておりません。
- ・キャンセルメールの締め切りは、予約日の当日16:00まで
- ・無断キャンセルやキャンセルメールの受信日時によっては、規定のキャンセル料が発生します。

緊急時の連絡先

- ・消防：119 ・警察：110
- ・洞爺地区動力船乗り場：080-1178-0147(休業日除く8:00~17:00迄)

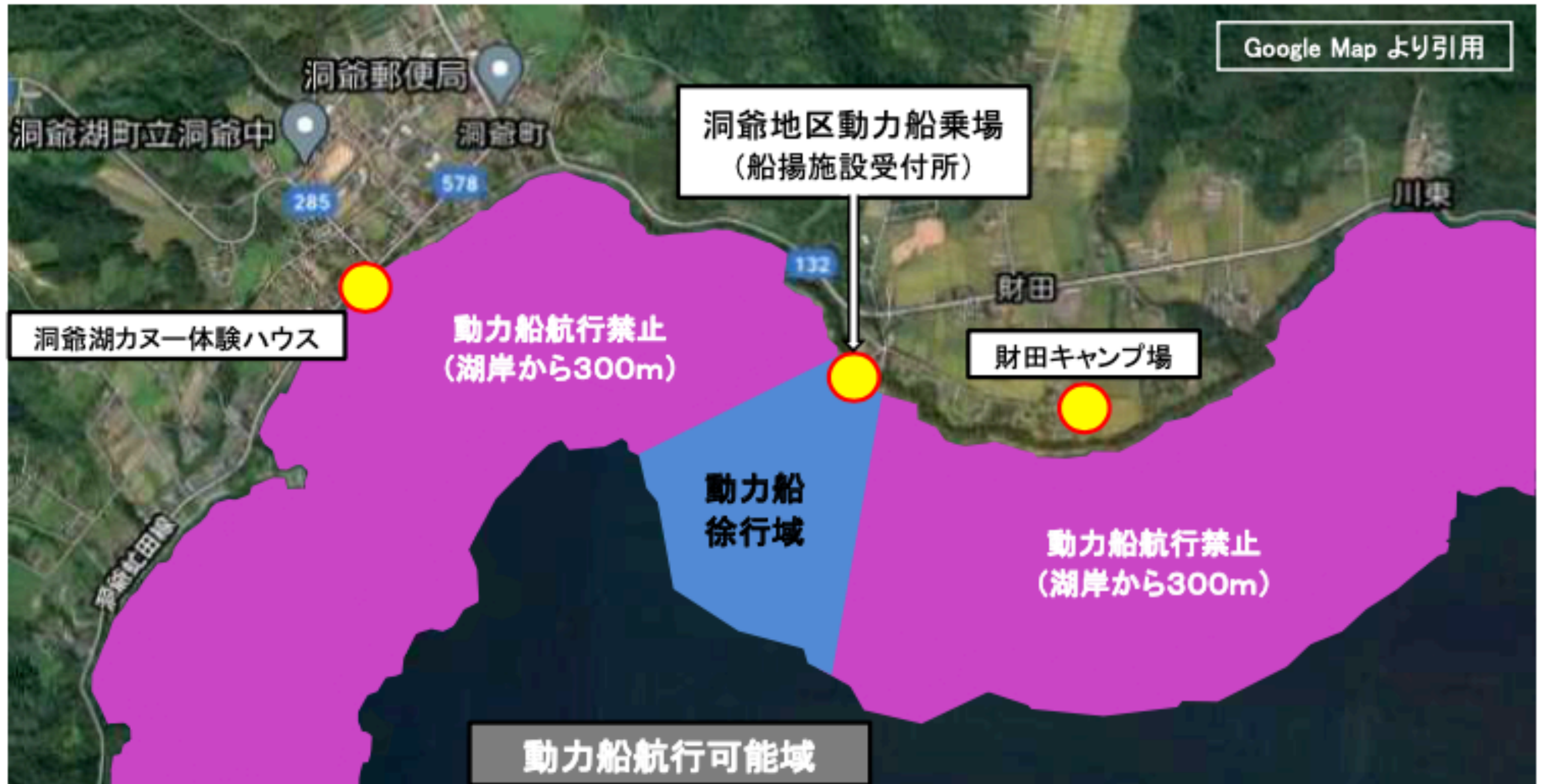
洞爺地区動力船乗り場の苦情やご意見

- ・洞爺まちづくり観光協会ホームページのお問い合わせのみの受付

お問い合わせ先

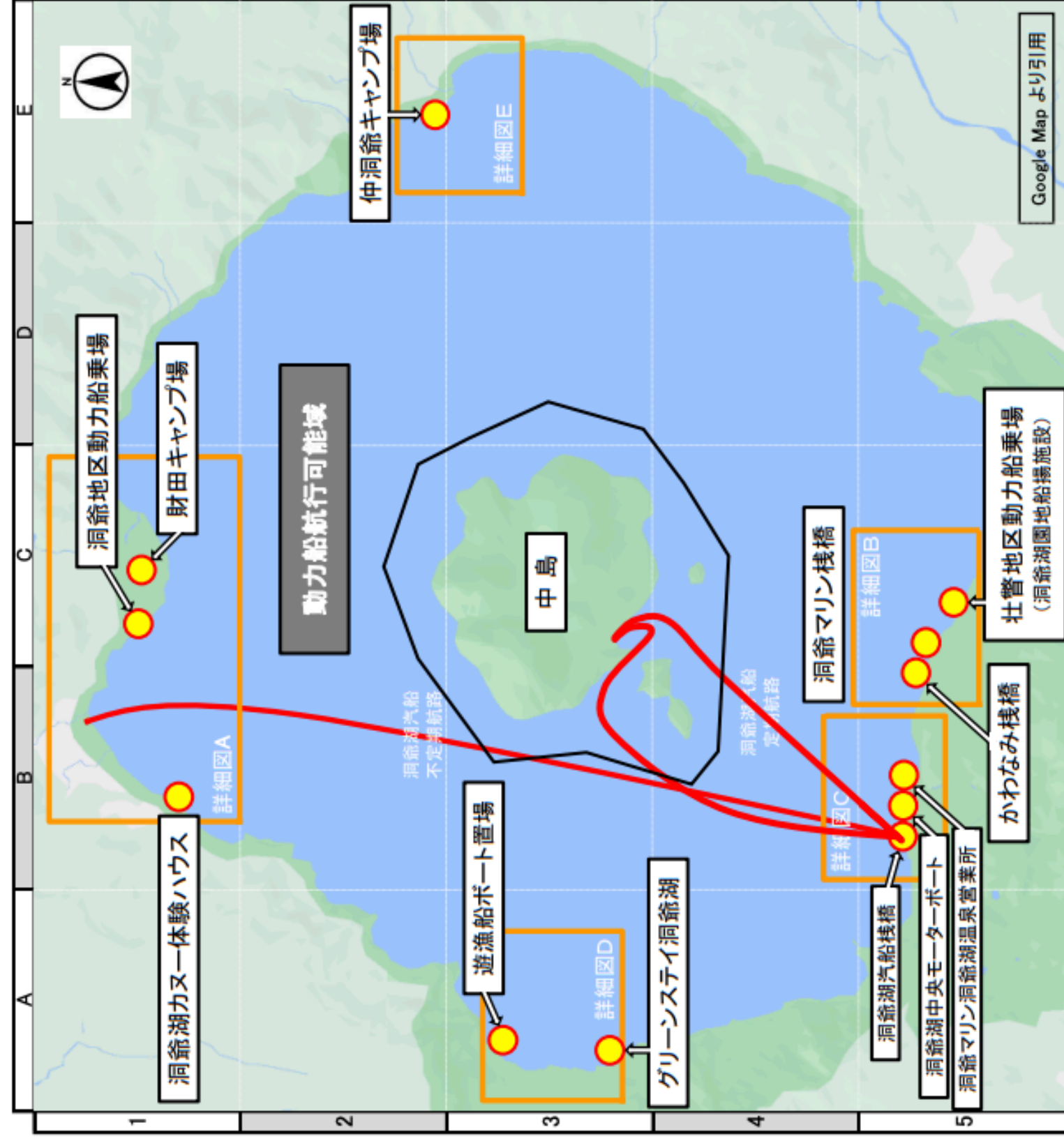
- ・洞爺まちづくり観光協会 連絡先：0142-82-5277
- ・洞爺湖町レジャー対策協議会 連絡先：0142-82-5111（平日のみ）

詳細図A (洞爺地区)



洞爺湖 動力船航行水域図

- 立入禁止区域・航行禁止水域などの規制エリアを遵守してください。
- 動力船は、離岸・着岸時など湖岸から300mまではテッドスロー（アイドリングスピード）を徹底してください。また、住民や観光客の迷惑となる行為や、他の船舶への接近といった危険な行為は絶対にしないでください。



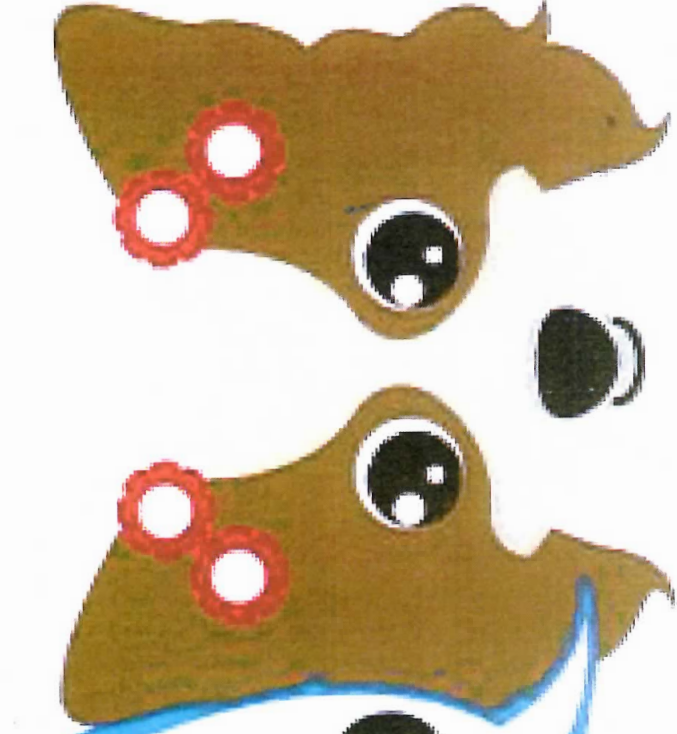
湖岸300m 動力船航行禁止 (P7～P10 動力船徐行エリア・航行禁止エリア詳細)

中島上陸、湖岸・中島周辺300m 航行禁

— 遊覧船航路 (船舶への接近禁止)

- 湖岸から300mまでの間には、内水面漁業者の漁場施設が点在しています（ブイが設置されています）ので、接近することのないよう十分に注意してください。

犬の 飼い主の 皆さんへ



ルールを守り、楽しいひとときを！

●外ではリードを

必ずつけましょう

2メートル以内の引き綱を付けて犬を、
制御できる人が散歩させよう。



●犬のふんや尿で、道路・公園・

他人の土地を汚さないように

しましょう

排せつをしてしまったら、

ふんは持ち帰ること。

排せつ後は水で洗い流そう。



放し飼いは禁止です！ ふんの始末は確実に！

●犬の鳴き声で近隣に

迷惑をかけない

ようにしましょう



※日帰り利用者のみ、ペット同伴可。 ※ペット利用は、ペット同伴不可。

※近隣住民の方々や諸官庁のご理解を頂きながら、当動力船乗り場を運営しております。

ご利用者の皆様は、ルール・マナーを守り、迷惑行為の無いようご協力下さい。

洞爺湖町レジャー対策協議会・NPO法人洞爺まちづくり観光協会

外来生物法とは？

正式名称を「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」といい、特定の外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止するための法律です。特定外来生物に指定されると、飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入等が原則として禁止され、違反した場合は罰金や懲役が科されます。

外来生物が引き起こす3つの悪影響

1. 日本固有の生態系への影響

- 在来生物(もともとその地域にいる生物)を食べる
- 近縁の在来生物と交雑して雑種をつくる
- 在来生物の生育環境を奪ってしまったり、餌の奪い合いをする

2. 人の生命・身体への影響

- 毒をもっている
- 人をかんだり刺したりする

3. 農林水産業への影響

- 農林水産物を食べる
- 畑を踏み荒らす

特定外来生物は、飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入・野外に放つことなどが原則として禁止されています

※これらの項目に違反した場合、最高で個人の場合3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金、法人の場合1億円以下の罰金が科されます。



外来生物被害予防3原則

1. 入れない

悪影響を及ぼすかもしれない外来生物をむやみに日本に**入れない**

2. 捨てない

飼っている外来生物を**捨てない**

3. 拡げない

野外にすでにいる外来生物は他地域に**拡げない**

外来生物自身が悪いのか？

外来生物は、本来の生息地から、人間の活動に伴って持ち込まれたものです。本来の生息地ではごく普通の生きものとして生活していたものが、導入された場所の条件により、大きな影響を引き起こしてしまったに過ぎません。人間が日本に持ち込んだことにより、人間にとっても外来生物にとっても悪い結果を生んでしまっているのです。

みなさんは、
外来生物であるウチダザリガニについて、
どう思いますか？

環境省 北海道地方環境事務所 野生生物課

〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2丁目

札幌第1合同庁舎3階

TEL:011-299-1954

URL:<http://hokkaido.env.go.jp/>

環境に配慮し、古紙配合率100%の再生紙及び大豆インキを使用しています。

特定外来生物 ウチダザリガニ

